

大府市空家等対策の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(類似空家等)

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用が相当期間なされていないもの
- (2) 長屋及び共同住宅のうち、居住その他の使用がなされていないことが常態であり、又は当該使用が相当期間なされていない住戸又は区画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものに準じる状態であると市長が認めるもの

(立入調査)

第3条 法第9条第3項及び条例第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（第1号様式）により行うものとする。

2 法第9条第4項及び条例第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（第2号様式）によるものとする。

(勧告)

第4条 法第14条第2項及び条例第15条第2項の規定による勧告は、勧告書（第3号様式）により行うものとする。

(勧告に係る公表等)

第5条 条例第17条の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

- (1) 勧告に係る特定空家等又は特定類似空家等の所在地及び用途
- (2) 勧告によりとるべきものとされた必要な措置の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第17条の標識は、勧告に係る標識（第4号様式）によるものとする。

（命令）

第6条 法第14条第3項及び条例第18条第1項の規定による命令は、命令書（第5号様式）により行うものとする。

2 法第14条第4項及び条例第18条第2項の通知書は、命令に係る事前通知書（第6号様式）によるものとする。

3 法第14条第4項及び条例第18条第2項の意見書は、命令に係る事前通知に対する意見書（第7号様式）によるものとする。

4 法第14条第5項及び条例第18条第3項の規定による請求は、聴取請求書（第8号様式）により行うものとする。

5 法第14条第7項及び条例第18条第5項の規定による通知は、聴取通知書（第9号様式）により行うものとする。

（公示）

第7条 法第14条第11項及び条例第18条第7項の標識は、命令に係る標識（第10号様式）によるものとする。

2 法第14条第11項及び条例第18条第7項の規定による公示は、次に掲げる事項を明示して、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

（1） 命令に係る特定空家等又は特定類似空家等の所有者等の住所及び氏名（所有者等が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（2） 命令に係る特定空家等又は特定類似空家等の所在地及び用途

（3） 命令によりとるべきものとされた必要な措置の内容

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（行政代執行）

第8条 法第14条第9項及び条例第19条の規定による処分（以下この条において「行政代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（第11号様式）により行うものとする。

2 行政代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（第12号様式）により行うものとする。

3 行政代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（第13号様式）によるものとする。

4 行政代執行に係る行政代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書（第14号様式）により行うものとする。

（特定空家等に係る略式代執行）

第9条 法第14条第10項の規定による処分（以下この条において「略式代執行」という。）のために現場に派遣される執行責任者は、執行責任者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 略式代執行に係る費用の納付の命令は、代執行費用納付命令書により行うものとする。

3 法第14条第10項の規定による公告は、大府市公告式条例（昭和45年大府市条例第2号）第2条第2項に規定する告示板への掲示及びインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

4 前項の規定による掲示は、略式代執行の実施に係る公告（第15号様式）により行うものとする。

（緊急安全措置）

第10条 条例第20条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（第16号様式）により行うものとする。

2 条例第20条第3項の身分を示す証明書は、緊急安全措置実施者証（第17号様式）によるものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。